議案第42号

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する 条例の制定について

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月8日

西脇市長 片 山 象 三

(理由)

入所判定委員会の構成員について、地域包括支援センター業務の委託に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する 条例

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例(平成26年西脇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

- 第3条中「5人」を「7人」に改める。
- 第4条第4号を次のように改める。
- (4) 地域包括支援センターの長
- 第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 関係行政機関の職員

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の西脇市老人ホーム入所判定委員会条例第 4条第4号及び第5号の規定に基づき、最初に選任される委員の任 期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日ま でとする。